

氏名	伊藤 文彦			
学位の種類	博士（世界遺産学）			
学位記番号	博甲第 9162 号			
学位授与年月	平成 31年 3月 25日			
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当			
審査研究科	人間総合科学研究科			
学位論文題目	文化遺産としての「巡礼路」の保存と継承の研究 ~熊野参詣道伊勢路を事例に~ A Study of the Conservation and Inheritance of“Pilgrimage Route”as a Cultural Heritage -A Case study on the Kumano Pilgrimage Route Iseji-			
主査	筑波大学准教授	博士（農学）	伊藤 弘	
副査	筑波大学教授	工学博士	稲葉信子	
副査	筑波大学教授	博士（農学）	黒田乃生	
副査	東京大学教授	博士（農学）	下村彰男	

論文の内容の要旨

伊藤文彦 氏の学位論文は、熊野参詣道伊勢路を事例として、文化遺産としての継承のあり方を明らかにしたものである。その要旨は以下のとおりである。

（目的）

近年、我が国内外において、巡礼路を含む文化遺産としての道の保護は広く進展を見せている。しかしその保護には、道と関係する構成要素の把握方法と、それに伴う保護の手法という大きく二つの課題がある。道の中でも特に、巡礼という特定の目的を以って利用されていた巡礼路は、道と構成要素の関係およびその利用者の目的が相互に関連して成立し、現在は文化財に指定されたり世界遺産に登録されるなど、文化遺産として取り扱われている。

著者は、本来人々が巡礼路に対して価値を見出した諸要素と、巡礼路が文化遺産として法的保護の対象となって以降に、人々が道に対して価値を見出した諸要素を把握し、これらの比較から、人々

の道に対する価値認識の変遷を明らかにし、文化遺産としての巡礼路の保護を検討することを目的とし、研究を行っている。

(対象と方法)

本研究は身分に関係なく多くの人が巡礼路として利用した熊野参詣道伊勢路を対象とする。著者は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に対して認められた価値を把握し、その構成要素で本稿の研究対象である熊野参詣道伊勢路の特徴を踏まえ（第2章）、伊勢山田から熊野新宮までの巡礼路の経路について、基本的経路と選択的経路を特定した（第3章）。その上で、17世紀から19世紀にかけて「伊勢神宮」と「熊野三山」を結ぶ道として機能した熊野参詣道伊勢路の空間に配置された諸要素を特定し（第4章）、地域遺産制度への取り組みが長く地域遺産の件数も多い岩手県遠野市を対象に、具体的な制度の利用実態および成果（第5章）から、地域遺産制度の文化遺産保護における役割と今後の課題を考察している（第6章）。

(結果)

第2章では、著者は世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に対して認められた価値について、世界遺産登録推薦書等文献調査から、その構成要素で本稿の研究対象である熊野参詣道伊勢路の特徴を把握している。熊野参詣道伊勢路は、他の参詣道に比べて民衆利用が多く一方通行であり、史跡指定と世界遺産登録が合致していない箇所がみられた。

第3章では、著者は伊勢山田から熊野新宮までの巡礼路の経路について、文献史料、地理資料の文献調査および考古資料の現地調査により、基本的経路と選択的経路を特定している。伊勢山田から熊野新宮までの基本的経路は、17世紀から19世紀にかけて経路に大きな変化はなかった。これは、伊勢山田から新宮までの区間が峡谷やリアス式海岸といった地勢によって、歩行経路が限定されることによるものと考えられた。選択的経路は、礼拝施設経由、危険回避、近道・通行容易な道の3択が存在していた。これら基本的経路と選択的経路は経時的に変化しながらも、相互補完的な関係のもと、巡礼者が歩く道として一体的に機能していた。

第4章では、著者は主に道中案内から重要な礼拝施設・見所を抽出し、文献史料および巡礼路の縦断図等から、それぞれの礼拝施設、見所と巡礼およびその立地の特性と配列を明らかにし、文化財指定前の、「伊勢神宮」と「熊野三山」を結ぶ道として機能した熊野参詣道伊勢路の諸要素を把握している。熊野参詣道伊勢路には、巡礼旅に関連付けられ、旅程1日ごとに参詣させる礼拝施設と、歩行に倦怠しがちな区間にあつて巡礼者の気分を刷新させ日常から非日常への旅を演出して巡礼者の位置を認識させる見所は、それぞれ空間的仕掛けとして相互補完的に巡礼者の意識に変化を与えていたと考えられ、熊野参詣道伊勢路を構成する諸要素として把握された。

第5章では、著者は文化遺産「熊野参詣道伊勢路」沿道の行政・地域住民、観光客が、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」の管理運営において、管理運営および観光対象として認識している空間と諸要素を把握している。行政、地域住民、観光客はいずれも、文化財指定前の、熊野参詣道伊勢路の空間と諸要素全体を、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」とはみなしていなかった。また世界遺産登録を契機として、文化遺産「熊野参詣道伊勢路」とみなす空間と諸要素は変化していた。

第6章では、著者は前章までに整理された熊野参詣道伊勢路および文化遺産「熊野参詣道伊勢

路」の空間と諸要素に対して、評価者が如何なる価値を見出してきたのかについて整理を行っている。「性格の異なる始点と終点を結び、その間の移動において、気持ちの切り替えや高まりに働きかけ、連続した関連する体験を促す空間的仕掛け」によって形成される道路空間の装置性によって、「観音信仰」という意味、「伊勢と熊野を結ぶ」という機能、「巡礼を促す」という文脈の価値が巡礼者に見出されていた。

(考察)

文化遺産指定前、熊野参詣道伊勢路は、路上に展開される空間的仕掛けによって装置性を有していたが、文化遺産指定後は、空間的仕掛けが十分に保護され享受される状況ではなく、装置性を有しているとはいいがたい状況にあることを明らかにした。装置性を有する道空間が展開することで、道が巡礼路となる。文化遺産として「熊野参詣道伊勢路」を継承していくにあたっては、装置性が発揮されるような保護と整備、管理運営、観光利用がされることが望ましい。このように、巡礼路においては、普通の道を巡礼路たらしめる空間の装置性を把握し、それを形成する諸要素の組合せを法的保護の対象とし、管理運営、観光利用の対象とすることで、巡礼路は保護され継承されていくものと考えられると結論づけた。

審査の結果の要旨

(批評)

先人たちの諸活動により形成されてきたものが文化財に指定され、近年ではその保護と共に活用が求められている。その中には、異なる空間が展開される線状の道も含まれている。本研究は、特定の目的によって利用されてきた巡礼路を対象に、本来、道のどのような状況に価値が見出されて巡礼路となったのかを把握し、文化財指定後には何が捉えられていたのかを把握することで、現在の管理運営における課題と今後の管理運営に向けた考え方を明らかにしたものである。道空間に設けられた礼拝施設と見所といった空間的仕掛けが、伊勢と熊野と関係を保ちながら展開することで、道空間は装置性を有するようになり、民衆による巡礼が促されていたといえる。しかし、文化財指定後は、この装置性が発揮できるような保護および利用がなされていないことが示された。これにより、今後巡礼路を継承し続けていくためには、道空間の装置性を把握し、それを形成する諸要素の組合せを法的保護の対象とし、管理運営および観光利用の対象とすべきであることを示したことは高く評価できる。

平成31年1月22日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと論文について説明を求め、関連事項について質疑応答を行い、最終試験を行った。その結果、審査委員全員が合格と判定した。

よって、著者は博士（世界遺産学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。